

優先事項の再編:FCPA および FARA の執行における変更への対応

アダム・ゴールドバーグ、ウィリアム・M・サリバン・ジュニア、キャロリーナ・A・フォルノス、キンバリー・D・ハイメズ、クリストファー・C・カファローン

- **トランプ政権による米国海外腐敗行為防止法(FCPA)執行の一時停止に関する大統領令およびボンディ司法長官の FCPA および外国代理人登録法(FARA)の執行を抑制する覚書は、司法省の執行方針における重大な変化を示す可能性があります。**
- **クロスボーダー取引やロビー活動に従事する企業は、国内の詐欺関連法や海外贈収賄・腐敗防止法を含む適用法令の遵守を引き続き優先事項とし、現政権または将来の政権下における執行方針の変化に適切に対応できる体制を整えておく必要があります。**

2025年2月10日、トランプ大統領は、米国企業に競争上の不利益をもたらすとの懸念を理由に、司法省(DOJ)に対し米国海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act, FCPA)の執行を一時停止するよう指示する大統領令に署名しました。それに先立つ数日前、ボンディ司法長官は、FCPA および外国代理人登録法(Foreign Agents Registration Act, FARA)に関するDOJの執行優先事項を狭める方針を示す覚書を発表しました。本アラートでは、FCPA および FARA の現状を概観し、新たな DOJ 方針が国境を越えた取引に関わる企業のコンプライアンスにどのような影響を及ぼすかについて検討します。

FCPA

FCPA は、米国企業が事業獲得のために外国政府関係者に不正な金銭供与を行い、それが国際商取引の歪みや米国企業の評判の失墜を招いているとの懸念から、1977年に制定されました。これを受けて、議会はFCPAに以下の二つの主要条項を盛り込みました。

贈収賄禁止規定(Anti-Bribery Provisions)

この規定は、米国企業、その役員、取締役、従業員、代理人を含む米国の個人および法人に適用されるとともに、米国内で腐敗行為を行う、または米国の郵便制度や州際通商のいかなる手段または媒介を利用して腐敗行為に関与する外国企業や個人にも適用されます。本規定は、外国公務員に対し、不正な商業上の利益を獲得または維持する目的で、公務上の行為に影響を与える目的で、金銭その他の価値あるものを提供する、支払う、支払を約束する、または支払を許可する行為を違法とするものです。

会計規定(Accounting Provisions)

この規定は、米国の証券取引所に上場している企業、または米国証券取引委員会(SEC)に定期的に報告書の提出を義務付けられている企業(以下、「発行体」)に適用されます。本規定

は、発行体に対し、正確な帳簿および記録の維持を義務付けるとともに、違反行為を防止し、検知するために適切な内部統制を実施することを求めています。

FCPA の違反は、重大な民事および刑事上の制裁をもたらす可能性があり、これには、罰金、不正利得の返還 (disgorgement of profits)、および不正行為に関与した個人に対する懲役刑が含まれます。企業はまた、DOJ 及び SEC によるコンプライアンス・モニター¹の設置義務を課される可能性および風評被害に直面する可能性があります。FCPA の刑事執行は DOJ が主導し、一方で、民事執行は主に発行体およびその関連者に対して SEC が担当します。近年、FCPA の執行は活発化しており、DOJ および SEC は違反行為の追及を積極的に行っていました。2024 年には、DOJ および SEC が FCPA 関連の執行措置を 26 件提起し、年末時点で少なくとも 31 社が捜査対象となっていました。

2000 年代半ば以降、FCPA の執行が大幅に強化されたことにより、クロスボーダーの事業活動、サプライチェーン、パートナーシップを有する企業にとって、コンプライアンス負担が一層増大していました。DOJ と SEC が共同で発表し、更新を続けている FCPA 指針では、企業が実効性のある堅牢なコンプライアンス・プログラムを導入、維持し、継続的に改善することが求められています。こうしたコンプライアンスの取り組みは特にグローバルに事業を展開する企業にとっては広範かつ多大なリソースを必要とし、大きな負担となっていました。DOJ と SEC は、十分なコンプライアンス・プログラムの実施は最低限必要であると繰り返し強調しているものの、実務上「十分な」とは何を意味するのかについての明確な指針は示されていません。そのため、十分なリソースを確保し、誠実に取り組んでいる企業であっても、極めて複雑な国際環境の中で米国のコンプライアンス基準に対応することは容易ではありません。

外国代理人登録法 (FARA)

外国代理人登録法 (FARA) は、1938 年に制定され、外国の委託者の代理人として活動する個人および法人に対し、当該外国委託者との関係を開示し、関連する活動および報酬に関する情報を提供することを義務付けています。この法律の目的は、外国人、外国企業や組織の利益を代表して米国の世論、政策および法律に影響を与える活動の透明性を確保することにあります。当初は外国のプロパガンダに対抗することを目的としていましたが、現在では外国政府または外国法人のために行われるロビー活動および影響力行使の取り組みを米国政府に対して適切に開示するための手段として機能しています。

FARA の執行は、歴史的に FCPA ほど厳格ではありませんでしたが、近年、DOJ は違反の特定および訴追を強化しています。2024 年の主な FARA 関連事件には次のようなものがあります。元ニューヨーク州の役人であったリンダ・サンが、中華人民共和国および中国共産党のために外国代理人として未登録のまま活動したとして、ニューヨーク東部地区において、FARA 違反および共謀の罪で起訴されました。ニューヨーク南部地区において、ロシアの利益を促進するため、秘密裏にメディアコンテンツを支援したとして、ロシア国籍の 2 名が FARA 違反およびマネーロンダリングの共謀罪で起訴されました。さらにニューヨーク南部地区において、米国上院議員ロバート・メネンデスおよび 2 名の実業家が、エジプトに関連する贈収賄および外国の影響力を行使するスキームに関与したとして有罪判決を受け、ス・ミ・テリーは、韓国政府の未登録代理人として活動したとして、FARA 違反および共謀罪で起訴されました。テキサス南部地区では、米国下院議員エンリケ・ロベルト (ヘンリー) ・クエヤールおよびその妻イメルダ・クエヤールが、アゼルバイジャン政府と関連した贈収賄および FARA 違反で起訴されました。

¹ コンプライアンスモニターについては、[Legal Wire No. 56](#) および [こちら](#) の司法省のメモを参照してください。

政策の変更

2025年2月10日、トランプ大統領は「1977年外国腐敗行為防止法(FCPA)の執行指針を改訂し、合理的なものとする事で、米国の競争力および安全保障を回復する」ことを目的とした大統領令に署名しました。本大統領令では、「FCPAの過剰執行が、アメリカ合衆国憲法第2条の規定する大統領権限を侵害しており、これを見直し、新たな執行方針を策定する必要がある」と主張しています。ホワイトハウスによると、FCPAの「過剰執行」は、特に「国際的な競争相手において一般的な慣行を禁止し、不均衡な競争環境を生み出す」ことで、米国の商業的競争力を低下させてきたとされています。したがって、本大統領令はボンディ司法長官に対し、「米国の競争力を促進し、連邦法執行機関の資源を効率的に活用するための」改訂FCPA執行指針を発表するまでの180日間、FCPA関連の措置を停止するよう指示しています。

2025年2月10日の大統領令に先立ち、2025年2月5日、ボンディ司法長官はDOJの検察官に対し、カルテルおよび国際的な犯罪組織との関連性がない限り、従来のFCPAおよびFARA事件の優先度を下げよう指示する覚書を発表しました。また、この覚書では、FCPAおよびFARAの捜査をワシントンD.C.の司法省刑事部門および詐欺部門のみが承認及び遂行するという要件を撤廃しており、FCPAおよびFARAの執行が全米の連邦検事局による、より分権化されたアプローチへ移行する可能性があるとの憶測を呼んでいます。執行の分権化は執行の強化につながる可能性もないとは言えませんが、少なくともFCPAに関しては、2025年2月10日の大統領令を踏まえると、執行が強化される可能性は低いと考えられます。

企業および取締役会に求められる対応

トランプ政権によるFCPA執行の一時停止に関する大統領令およびボンディ司法長官のFCPAおよびFARAの執行を抑制する覚書は、DOJの執行方針における大きな変化を示す可能性があります。しかし、企業およびその取締役会は、新たな規制指針に沿った形で企業の方針、手続および内部統制の見直しが適切であるかの決定するには、DOJからのより具体的な指針を待つ必要があります。

FCPAおよびFARA執行の今後が不透明である中においても、企業および取締役会が引き続き強固なコンプライアンスプログラムを維持すべき理由は以下の通りです。

- FCPAおよびFARAは連邦法として存続しています。その適用には大統領任期よりも長い時効期間が設けられており、さまざまな要因により時効がさらに延長される可能性があります。現在の行為が、将来の政権下において訴追の対象となる可能性があります。
- DOJによるFCPAの執行の「一時停止」はあくまで暫定的なものであり、DOJが最終的にどのような方針に改定するかは現時点では不明です。
- DOJによるFCPAの執行の分権化により、特に内部告発プログラムを設置している連邦検事局において、FCPA関連の執行活動が増加する可能性があります。
- 贈賄および腐敗行為は、多くの外国法域においても違法とされています。仮にFCPAの執行が一時的に抑制されたとしても、当該行為に関与した企業は、現地法に基づく重大な法的制裁や風評リスクに直面する可能性があります。
- SECは、米国の発行体に関する民事執行を管轄しており、特に米国企業でない米国発行体に対して、異なる執行方針を採用する可能性があります。また、SECはFCPA違反の可能性について情報を引き出すための内部告発プログラムを維持しています。

- FCPA 違反は、米国の詐欺関連法にも違反する可能性があり、これは、連邦検察官が FCPA 以外の連邦法を用いて外国贈賄事件を訴追する手段を依然として持っていることを意味します。そのため、2025 年 2 月 10 日の大統領令、ボンディ司法長官の 2025 年 2 月 5 日の覚書、またはその後続く DOJ の指針 (FCPA の執行に限定される場合に限り) に抵触することなく、訴追が可能となるかもしれません。
- さらに、FCPA コンプライアンスのために構築されてきた企業のコンプライアンス基盤は、グローバル企業にとって引き続き不可欠なものです。特に内部統制、コンプライアンス体制および検証メカニズムは、米国の制裁措置、輸出管理、データプライバシー、データセキュリティおよびその他の国家安全保障リスクに対応するためにも必要です。コンプライアンスプログラムの重点分野は変化する可能性があります。企業に対するコンプライアンス要件自体がなくなることは考えにくいといえます。

結論

トランプ政権による FCPA 執行の一時停止に関する大統領令およびボンディ司法長官による DOJ の優先事項の見直しは、外国の腐敗行為および外国主体による国内ロビー活動の規制に関する連邦政府の執行方針に大きな変化をもたらす可能性があります。しかし、企業はこれらの発表が最終的にどのような影響を及ぼすかについて慎重に対応する必要があります。

クロスボーダーの取引やロビー活動に関与する企業は、今後の政権下における執行方針の変化に適切に対応できるよう、引き続きコンプライアンスを最優先事項として取り組む必要があります。企業は、この期間にコンプライアンス戦略を評価し、改善する機会と捉えるべきであり、急速に変化する規制環境においては、政策の動向およびコンプライアンス活動を慎重にモニターすることが不可欠となります。

本稿の原文(英文)につきましては、[Reshaped Priorities: Navigating Changes to FCPA and FARA Enforcement](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Adam Goldberg

adam.goldberg@pillsburylaw.com

William M. Sullivan, Jr.

wsullivan@pillsburylaw.com

Carolina A. Fornos

carolina.fornos@pillsburylaw.com

Kimberly D. Jaimez

kimberly.jaimez@pillsburylaw.com

Christopher C. Caffarone

christopher.caffarone@pillsburylaw.com

奈良房永（日本語版監修）

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.